

監 査 結 果 に つ い て

地方自治法第199条第5項の規定により建築・土木工事の随時監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査対象課等

経済産業部	公営競技事務所
福祉保健部	子育て支援課
建設部	都市整備課、施設整備課、下水道課
教育委員会	教育政策課
消防本部	

平成30年4月23日

別府市監査委員 惠 良 寧

同 野 口 哲 男

同 高 森 克 史

随 時 監 査 報 告 書

1 監査の対象

- (1) 公営競技事務所、施設整備課、消防本部、都市整備課及び子育て支援課が行った建築工事
- (2) 都市整備課、教育政策課及び下水道課が行った土木工事

2 監査を実施した委員

別府市監査委員	惠	良	寧
同	野	口	哲男
同	高	森	克史

3 監査の方法

建築工事については、日本文理大学建築学科教授 井上正文氏に、土木工事については、大分工業高等専門学校都市・環境工学科教授 佐野博昭氏に委嘱し、監査を実施した。

4 監査の実施日

- (1) 建築工事 第1回 平成30年 1月26日
- (2) 土木工事 第1回 平成30年 1月29日

5 監査の結果

工事監査業務を委嘱した井上、佐野両氏から提出された工事監査報告書の内容を確認したところ、工事技術に関する指摘事項は特に認められなかったが、別紙のとおり意見・要望事項が付された。

工事監査報告書は、次のとおりである。

建 築 工 事

1 別府競輪場選手宿舎管理棟新築外工事（公営競技事務所・施設整備課）

工事は完全に終了しており、工事内容自体に問題はないと考える。

G I レース誘致により、収益増が見込めることから耐震改修ではなく新築工事を選択した点は評価できる。

工事監理は外注となっているが、今後は工事監理においても別府市の関与を大きくして、外注コストの削減に努めて欲しい。

作業技術者の建築士免許証はカード型免許証明証への切り替えを促し、免許証明証は常時携帯して求めに応じて、免許証の提示ができるよう指導し、関係書類にもその写しを掲載して欲しい。

2 平成29年度 亀陽泉周辺整備消防分団移転新築工事（消防本部・都市整備課・施設整備課）

本建物の2階部分は、常時使用される性質のものではないので、地域の一般住民からの使用希望がある場合は、一時使用を認めるなど有効利用への道を検討して欲しい。

本建物は市内各地に点在する消防分団のひとつであることから、将来にわたる市内全域の消防分団の全体配置計画に基づき、工事計画を立てて欲しい。特に、地域によっては消防団員の不足が指摘されているところもあり、この点も考慮の上、配置計画に基づき、工事の要否を判断して欲しい。

今後は、このような小規模の建物における設計業務を外注形式によらず、別府市担当部署における業務とするための検討を行って欲しい。これにより、別府市建築系職員の技術レベルの向上も図れると考える。さらに、別府市の公的経費の削減にも繋がると考える。一方では、設計及び工事監理を担当する建築士の有資格者に対する待遇改善も合わせて検討して欲しい。

3 かめがわ放課後児童クラブ用クラブ室新築外工事（子育て支援課・施設整備課）

工事はほぼ完了しており、工事自体は適正に実施されていると判断する。

平成22年に施行された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」にもあるように、このような小規模の平屋建物については、木造での建設を前向きに検討すべきである。また、子供の生活空間としての本建物の性格を考えると、今後は木造での建設が望ましいと考える。

市内各地に同種の施設が存在することから、将来の小学生人口の予測に基づく配置計画を策定し、その計画に基づく建設を検討すべきである。

今後は、このような小規模の建物における設計業務を外注形式によらず、別府市担当部署における業務とするための検討を行って欲しい。これにより、別府市建築系職員の技術レベルの向上も図れると考える。さらに、別府市の公的経費の削減にも繋がると考える。一方で

は、設計及び工事監理を担当する建築士の有資格者に対する待遇改善も合わせて検討して欲しい。

土 木 工 事

1 平成 29 年度 志高～野尾原太郎丸線法面保護・道路整備工事（都市整備課）

本工事の施工目的として、この路線は、東山小・中学校の児童・生徒が通学路として利用しているものの、歩道がなく、路側帯の内側を通行しており、安全に通行できない状況であるため、歩道を設置することで安全に通行できる道路環境を整備するものであるとされています。

まず、法枠工の中からコンクリート製プレキャストを選定した理由について尋ねたところ、後日、資料提供がありました。

今回の検討条件として、「切土勾配 1:1.2（安定勾配）」、「植生が可能な工法」、「侵食防止・風化による表層崩落防止が可能である」が挙げられ、工法概要について検討を行ったところ、「法枠工」が採用され、さらに、工法比較を行った結果、コンクリート製プレキャスト法枠が採用された経緯を確認することができました。

また、地層構成について流れ盤と受け盤について質問しましたが、今回は、地層構成上、安全であるとの回答がありました。

さらに、書類監査の席上、交通量調査について実施済みである旨回答があり、後日、交通量調査結果が提出されました。しかしながら、このデータが約 3 年以上も前の平成 26 年 4 月 24 日（木）の 7 時から 19 時までのデータであること、東山小・中学校の位置と交通量調査地点との位置関係が不明ですが、歩行者類の数が 0（ゼロ）であることに多少の違和感を覚えました。

いずれにしても、早急に児童・生徒の通学路として安全性を確保するのであれば、東山小・中学校までの残りの区間を平成 30 年度に実施完了すべく努力をお願いいたします。

なお、工事の進捗率は予定 37%に対して現状は 42%であり、平成 30 年 3 月 15 日までの工期に間に合うとのことでした。

2 平成 29 年度 八石荷戸 2 号線道路整備工事（都市整備課）

本路線は、東九州自動車道の全線開通にともない、高速道路利用者が増加しており、このアクセス道路を整備し、別府湾スマート IC をフルインター化することにより、別府 IC の渋滞解消、近隣観光施設へのアクセス向上、緊急医療への対応など地域振興・活性化などに資することができるかとされています。

施工目的について、再度詳しい説明を求めたところ、平成 19 年に社会実験が行われ、平成 20 年から正式運用され、当初の計画が 220 台/日であったものが平成 25 年度は 370 台/日と利用者が増えているとの説明がありました。また、近隣観光施設のアクセス向上とは北部地域の観光を指しているとの説明がありました。

このためには、別府湾スマート IC のフルインター化と併せて、北部地域などの近隣観光施設を結ぶ路線の整備も今後は必要になってくるものと思われます。

また、当初の工期は、1月31日となっていました。NTT やソフトバンクなどの工事の都合により3月15日まで工期が延長されるとのことでした。工期内に工事が終了することを強く望みます。

なお、本工事については、監査書類が少なかったため、工事状況等の確認が困難であったことを申し添えます。

3 平成29年度 朝日小学校公共下水道接続工事（教育政策課・下水道課）

本工事は、朝日小学校の浄化槽の老朽化にともない、公共下水道に接続するための排水設備を有するものであるとのことでした。浄化槽は、設置後47年が経過しており、臭気が漏れているとの補足説明もあり、早急な工事が必要であることは十分に理解できました。

しかしながら、その一方で、監査書類中に、「現時点において、朝日小学校内に設置が予定されているポンプ施設および学校内の配管計画は策定されておらず、当該管路計画が先行するため、協議により計画汚水量の確認を行った」との記述がありました。

本来であれば、「当該管路計画」と「ポンプ施設および学校内の配管計画」はほぼ同時に進行すべきものであり、これによって、当初の工事目的である浄化槽の老朽化にともなう臭気の漏れなどを改善し、朝日小学校の教育環境を改善することができるはずですが、「ポンプ施設および学校内の配管計画」が策定されなければ、臭気が漏れているという現状は一向に改善されません。早急に「ポンプ施設および学校内の配管計画」の策定を求めます。なお、この点について、書類監査では、明確な説明がありませんでしたが、後日、平成29年度に発注した「朝日小学校敷地内公共下水道接続工事に伴う実施設計委託業務」において策定いたしましたとの説明を受けました。

一方、ポンプの設置場所については学校内もしくは橋梁直近に設置する2案があり、橋梁直近に設置する方が圧送距離が短くなるが、学校施設としての維持管理の面から学校内に設置することに決まったとのことでした。この点については、了解しました。

次に、金額変更の理由として既設アスファルトの下にコンクリート舗装版が存在しており、撤去にともなう処分量の増加があったと説明がありました。この舗装版が過去のコンクリート舗装版だと推察しますが、どのような目的で残されていたかは不明のようでした。この点について、試掘では確認ができなかったことにより、やむを得ない対応であったと理解します。

また、工期の延長理由について、小学校との日程調整で運動会が終わってから舗装復旧をしてほしいとの要望があり、10月中旬に舗装を予定していましたが、秋雨前線および台風21号の影響を考慮して工期を1か月延長したとのことでした。

この点について、台風21号は10月22日頃に大分に再接近であったと思いますが、協議書の日付が10月10日なのはなぜですかとの問いかけに、10月10日時点での天気予報に基づいた協議であり、舗装ができない可能性があったため、この協議により工期を延長したとの報告がありました。

この点については、下記ウィキペディア記事をご参照ください。

【参考】

平成 29 年台風第 21 号は、2017 年（平成 29 年）10 月 16 日にカロリン諸島で発生し、23 日 3 時頃に静岡県掛川市付近に上陸し、関東地方を通過し東北沖へ抜け、23 日 9 時に福島県沖で温帯低気圧に変化した台風。

4 全般

今回、書類監査の折に、工事担当者に質問したにもかかわらず、答えることができない場面もありました。また、工事担当者の説明時の声も小さく、十分に聞き取ることができない場面も多々ありました。工事監査の意義を十分に理解した上で、監査委員等からの質問に対してわかりやすく説明するという基本的な対応ができるようになることを切望します。次回の工事監査においては、監査委員等からこのような指摘が出ないようにしてください。

今回は、上記の指摘事項以外に工事関係書類および現地視察などに問題となる事項は認められませんでした。

以上の項目について指摘させていただきます。